

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

## 告 示

大規模小売店舗の変更に關し述べた意見（五七〇・商工業振興課）  
 道路の供用開始（六一・道路環境課）  
 道路区域の変更及び供用開始（六二・道路環境課）  
 選挙管理委員会告示  
 選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数（一〇）  
 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（一一）

### 秋田県告示第五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
 平成十五年一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

## 目 次

### 告 示

生活保護法による医療機関の指定（五三・福祉政策課）  
 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（五四・福祉政策課）  
 生活保護法による指定医療機関の事業の休止（五五・福祉政策課）  
 結核予防法による医療機関の指定（五六・横手保健所）

有坂薬局	医療法人 佐藤病院	開設者氏名又は名称 医療法人 佐藤病院 理事長	所在地 本荘市出戸町字小人町百十七番地三	診療科名 内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、泌尿器科、産婦人科、リハビリテーション科	指定年月日 平成十五年一月一日
有限会社有坂商事 代表取締役	大曲市通町八番十八号	調剤薬局	平成十四年十月一日		

### 秋田県告示第五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。

平成十五年一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
佐藤病院	佐藤 廣 芳	本荘市出戸町字小人町百十七番地三	平成十四年十二月三十一日
有坂薬局	有限会社 有坂商事 代表 取締役	大曲市通町七番五号	平成十四年九月三十日

秋田県告示第五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。

平成十五年一月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	休 止 年 月 日
山内歯科診療所	照井 睦 美	平鹿郡山内村平野沢字相野々三番地一	平成十三年七月五日

秋田県告示第五十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年一月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
福嶋内科医院	横手市平城町三 三十四	平成十五年一月八日

秋田県告示第五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につ

いての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年一月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
大館西ショッピングセンター
- 二 大館市根下戸新町二百十四番地一外  
県の意見  
意見なし
- 三 意見を述べた日  
平成十五年一月二十一日
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間  
(一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
大館市役所 商工課

## (二) 縦覧期間

平成十五年一月二十八日から同年二月二十八日まで

## 秋田県告示第五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

## 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ新仁賀保店

由利郡仁賀保町平沢字上町田十九の五外

## 二 県の意見

意見なし

## 三 意見を述べた日

平成十五年一月二十一日

## 四 関係書類の縦覧場所及び期間

## (一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

仁賀保町役場 産業課

## (二) 縦覧期間

平成十五年一月二十八日から同年二月二十八日まで

## 秋田県告示第五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

## 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

飯島ショッピングセンター

秋田市飯島字堀川二番外

## 二 県の意見

## 意見なし

平成十五年一月二十一日

## 四 関係書類の縦覧場所及び期間

## (一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

## (二) 縦覧期間

平成十五年一月二十八日から同年二月二十八日まで

## 秋田県告示第六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

## 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

西馬音内ショッピングセンター

雄勝郡羽後町字南西馬音内二百十三番

## 二 県の意見

意見なし

## 三 意見を述べた日

平成十五年一月二十一日

## 四 関係書類の縦覧場所及び期間

## (一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

羽後町役場 企画商工課

## (二) 縦覧期間

平成十五年一月二十八日から同年二月二十八日まで

## 秋田県告示第六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十五年一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	百七号	平鹿郡山内村土淵字餅田七三番から字小田二番三地先まで

- 一 供用開始の区間
- 二 供用開始の期日 平成十五年一月二十八日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- 一 道路の区域及び供用の開始の区間

県 道	道路の種類		区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧			
	神岡南外東由利線	神岡南外東由利線	由利郡東由利町法内字細田三三番二から三番三まで	一〇・〇〇〇～一〇・五〇〇	〇・〇〇八
	神岡南外東由利線	神岡南外東由利線	〃	三〇・〇〇〇～三〇・五〇〇	〇・〇〇八

- 二 供用開始の期日 平成十五年一月二十八日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十五年一月二十八日から同年二月十日まで

選挙管理委員会告示

秋選管告示第十号  
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。

平成十五年一月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十五年一月二十八日から同年二月十日まで

秋田県告示第六十二号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
 平成十五年一月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

五十分の一の数 一九、三六八  
 三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合)は、その超えた数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二八、〇六一

秋選管告示第十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。  
 平成十五年一月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別  
 秋田市 八四、二六七  
 能代市 一四、七六三  
 横手市 一〇、九一一

雄勝郡	平鹿郡	仙北郡	由利郡	河辺郡	南秋田郡	山本郡	北秋田郡	鹿角市鹿角郡	大曲市	湯沢市	男鹿市	本荘市	大館市
一、二、六八五	一、八、六四七	三、一、九七六	二、〇、九七四	五、二六九	一、九、九一七	一、三、五〇八	一、八、一九七	二、二、七五五	一、〇、六六九	九、四一六	八、四八〇	一、二、一一八	一、八、二四五

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄